

## 4 児童相談所の役割

市町村と児童相談所の連携は、今後、ますます重要になります。児童家庭相談には、先ず市町村が主体的に対応し、児童相談所は専門的な相談や法的権限が必要な相談に対応していくことになります。児童相談所の基本的機能と法的権限等は以下のとおりです。

児童相談所の機能や権限を理解し、市町村で対応できるものと児童相談所に送致するものを判断してください。

### (1) 児童相談所の基本的機能

児童相談所の主な機能として、市町村支援機能・相談機能・一時保護機能・措置機能の4つがあります。

#### ①市町村支援機能

児童相談所は、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行います。(児童福祉法第12条第2項)

具体的には、市町村職員への研修の実施及び法律の改正や先進事例の紹介、ケース処遇に対する助言などです。

#### ②相談機能

児童相談所には、児童福祉司・児童心理司・医師・児童指導員・保育士・保健師等の職員がいるので、専門的な知識や技術を必要とする子どもの相談に応じることができます。

また、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴、発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定し、それに基づいて援助指針を定め、自ら関係機関等と連携し子どもの援助を行います。(児童福祉法第12条第2項)

#### ③一時保護機能

児童相談所長が必要と認める場合は、中央児童相談所の一時保護所、又は適当な者に委託して、子どもを一時的に保護すること(行政処分)ができます。(児童福祉法第33条)

一時保護が行える場合は、概ね以下のとおりです。

##### ア 緊急保護

- ・子どもに保護者又は宿所がないために緊急に子どもを保護する必要がある場合。
- ・虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合。
- ・子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし又はそのおそれがある場合。

##### イ 行動観察

- ・子どもの様子の観察及び心理面での援助や日常生活の指導が必要な場合。

##### ウ 短期入所指導

- ・短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効な場合であって、地理的に遠隔、又は子どもの性格、環境の条件により、他の方法による援助が困難又は不相当で

あると判断される場合。

なお、一時保護の期間は、原則として2ヶ月を超えてはならないとされています。

#### ④措置機能

ここでいう措置とは、児童福祉法において、県又は児童相談所が実施する行為（行政処分）をいいます。その主なものは、以下のとおりです。

##### ア 児童福祉司指導措置等

- ・児童福祉司等による子どもや保護者への指導の実施や、保護者に訓戒を加え誓約書を提出させることができます。（児童福祉法第26条・27条）

##### イ 施設入所措置

- ・子どもを乳児院・児童養護施設等に入所させることができます。（児童福祉法第27条）

##### ウ 里親委託措置

- ・子どもを里親に委託することができます。（児童福祉法第27条）

#### （2）児童虐待対応等における児童相談所の主な権限

##### ①職権による一時保護

児童相談所長が一時保護を必要と認める場合には、保護者や児童本人の同意なしに一時保護を行うことができます。（児童福祉法第33条）

##### ②立入調査等

虐待が行われているおそれがあると認められる場合であって、児童の安全確認が困難な場合や保護者に対して児童虐待の対応の措置をとるため知事が必要と認める場合に家庭等に立ち入り、必要な調査や質問をすることができます。また、家庭裁判所、簡易裁判所の許可状により、職員等に児童の住居に臨検させ、又は児童を捜索させることができます。（児童福祉法第29条、虐待防止法第9条）

##### ③家庭裁判所の承認による施設入所

虐待等により、保護者に児童を監護させることが著しく児童の福祉を害する状態であっても保護者が施設入所等に同意しない場合、家庭裁判所の承認を得た上で施設入所措置を行うことができます。（児童福祉法第28条）